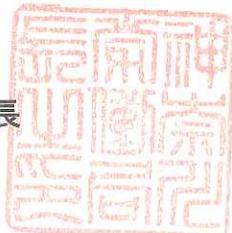


神労発総 0617 第 1 号
平成 28 年 6 月 20 日

公益社団法人
神奈川労務安全衛生協会会長 殿

神奈川労働局長



電子申請及び労働保険の口座振替制度の利用促進について

日頃より、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、電子申請に関しては、平成 22 年 1 月から総務省による「電子政府の総合窓口」電子申請システム（e-Gov）に統合され、利用度の高い行政手続については電子申請が可能となり、厚生労働省でも政府のオンライン利用拡大行動計画において、労働保険・社会保険の手続きを重点手続の一部として掲げております。

電子申請は、労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所の窓口に赴くことなく、24 時間、356 日手続きが可能であり、平成 28 年 1 月からは、事業主等の個人のマイナンバーカードを用いることで、電子証明書を無料で取得することも可能となりました。当局としても、電子申請の利用を促進するため、別添のリーフレットのとおり、労働保険の電子申請体験コーナーを設置する等の取組を行っているところであります。

つきましては、電子申請の利用促進について、貴会の御理解、御協力を賜りますとともに、別添のリーフレットを活用した貴会会員の皆様方への周知について、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

また、現在、労働保険の年度更新の期間中であり、会員の皆様にはこれから手続を行っていただくこととなります。申告書の電子申請とともに、労働保険料の口座振替制度をご利用いただくことで、金融機関などの窓口に赴くことなく、翌年度（納期）以降も継続して口座振替によって納付することができます。振替手数料も要せず、第一期の納付期限が最大約 2 か月延長される制度となっておりますので、電子申請とともに貴会会員の皆様にご利用を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。